

7 活動中のケガや事故について

1 横浜市市民活動保険のご案内

1 横浜市市民活動保険とは

横浜市市民活動保険は、市民が安心してボランティア活動に参加できるよう、**ボランティア活動中のケガや事故を対象**とした保険制度です。
原則、自治会・町内会が行っている活動も保険の対象となります。



2 特徴

① 保険料は不要

横浜市が保険料を負担しているため、ボランティア活動者の負担はありません。

② 事前の加入手続きは不要

事故発生後に手続きをしていただきます。
横浜市と保険会社が審査を行い、**保険の対象と認められた場合**に保険金が支払われます。

3 注意事項

① 全ての活動が保険の対象となるわけではありません。

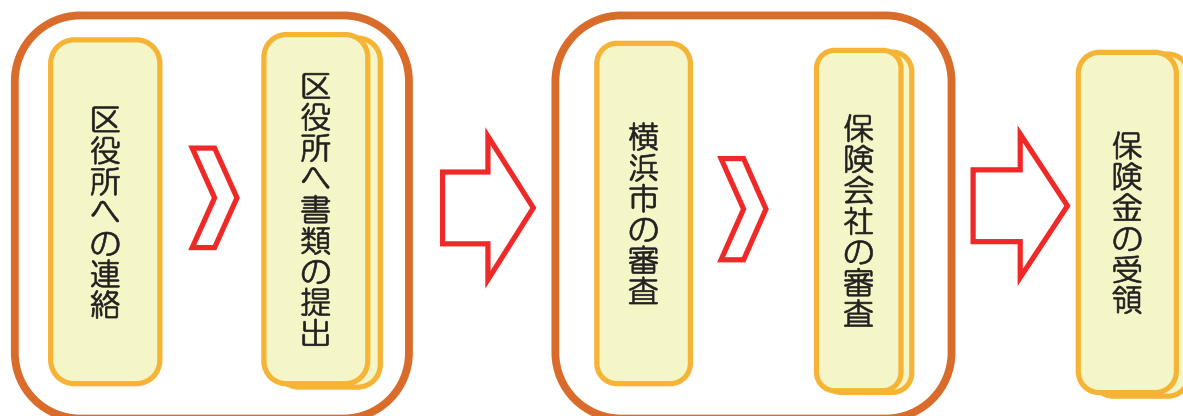
【対象とならない活動(者)の例】

- ・ 親睦目的のレクリエーション等の活動
- ・ 互助的な活動(PTA活動、団地の敷地内の清掃、共有財産の管理等)
- ・ 政治、宗教、営利に関わる活動
- ・ 行事や催し物への参加者(競技への出場者、防災訓練への参加者等)

② 全ての申請が認められるわけではありません。

※「その他の保険制度について」(27ページ)も参考にしましょう。

【事故が発生した際の手続きの流れ】



詳しくは、毎年4月に各自治会・町内会へ配布している
「**横浜市市民活動保険のご案内**」をご覧ください。

【お問い合わせ・連絡先】 旭区役所総務課庶務係 TEL:954-6006

ボランティア活動中に事故が発生したときに、各種保険を利用することができる場合があります。

2 その他の保険制度について（令和6年4月現在）

保険名称	問合せ先	対象活動・対象者	保険料
ボランティア活動保険	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (旭区社会福祉協議会)	日本国内における、有志による自発的な意思に基づいて他人や社会に貢献する 無償のボランティア活動 ※自治会町内会で当番制・輪番制とされている活動は対象外	基本プラン 350円/年 天災・地震補償プラン 500円/年
ボランティア行事用保険	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (旭区社会福祉協議会)	地域福祉活動やボランティア活動の一環 として日本国内で行われる各種行事	28円、126円、248円/日/人 ※宿泊を伴う行事の場合、2日間241円～7日間364円 ※複数のプランあり ※加入要件あり
福祉サービス総合補償	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (旭区社会福祉協議会)	在宅福祉サービス・地域福祉サービス、介護保険サービス、障害福祉サービス、障害者地域生活支援事業、児童福祉サービス等	前年度の活動実績に基づき計算 延活動従事者数×17～42円 ※複数のプランあり ※加入要件あり
送迎サービス補償	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (旭区社会福祉協議会)	送迎サービス利用者、特定した自動車に搭乗中の 送迎サービス利用者、同乗者 (運転手を含む)	利用者数、年間利用日数、自動車の乗車定員数から保険料を計算 ※複数のプランあり ※加入要件あり
スポーツ安全保険	公益財団法人 スポーツ安全協会	スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動等を行う4名以上の社会教育関係団体	800円/年～ ※複数のプランあり ※加入要件あり
全国子ども会安全共済会	公益社団法人 全国子ども会連合会	子ども会の活動	共済掛金は被共済者1名につき年額50円 (10月1日以降の加入は40円)
学校教育ボランティア保険	横浜市教育委員会事務局 学校支援・地域連携課	市立学校からの依頼により、教育活動を支援する「学校教育ボランティア」	なし(市が負担)

みんなで楽しく安全に活動するために、まずは、相談してみよう！

